

国立大学法人九州大学伊都地区センター・イースト事業場職員勤務時間細則

平成20年度九大就規第24号

施行：平成21年4月1日

最終改正：平成31年3月29日

(平成30年度九大就規第39号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号）第7条第3項及び第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学伊都地区センター・イースト事業場に勤務する職員のうち、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある者の始業及び終業の時刻、休憩時間、勤務時間並びに休日等について定めるものとする。

(始業時刻等を変更する者)

第2条 人文社会科学系事務部に勤務する職員（パートタイム職員を除く。）のうち、授業等に関連する業務に従事する職員で、部局長等により指定されたものの始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、別表第1に掲げるとおりとする。

2 伊都診療所に勤務する職員のうち、部局長等により指定された者の始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、別表第2に掲げるとおりとする。

3 学務部に勤務する職員（パートタイム職員を除く。）のうち、基幹教育の授業等に関連する業務に従事する職員で、部局長等により指定されたものの始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、別表第3に掲げるとおりとする。

4 前3項の職員に対しては、あらかじめ通知する。

(変形労働時間制を適用する者の始業時刻等)

第3条 次の各号に掲げる職員の勤務時間は、1月単位の変形労働時間制によるものとし、当該期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において定める始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間については、別表第4に掲げるとおりとする。

(1) 教員

(2) 人文社会科学系事務部及び附属図書館事務部に勤務する事務職員（パートタイム職員を除く。）のうち必要と認める者

(変形労働時間制を適用する者の休日)

第4条 前条の規定により勤務する職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該期間における国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項第1号に規定する休日の日数

(2) 前号に定めるもののほか、就業通則第31条第5項第2号及び第3号に規定する休日

2 休日は、1週間に1日以上置くものとする。

(職員への通知)

第5条 第3条及び前条に規定する勤務時間及び休日については、1月ごとの勤務割振表を作成し、当該勤務開始の2週間前までに職員へ通知する。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第2条に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成21年4月1日とする。

附 則（平成30年度九大就規第9号）

- 1 この細則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 第3条に掲げる者のうち、平成30年9月30日から引き続き在職するものに適用する
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大就規第16号）

この細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第39号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間
第三変更勤務	11時45分	20時30分	15時30分から16時30分まで

別表第2（第2条第2項関係）

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間
第四変更勤務	9時00分	17時45分	13時00分から14時00分まで

別表第3（第2条第3項関係）

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間
第五変更勤務	8時00分	16時45分	12時00分から13時00分まで

別表第4（第3条関係）

区分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時間
A勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分